

京都市消防局訓令甲第3号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成27年6月5日

京都市消防局長 杉本 栄一

第45条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

別表第1第3種対象物の項第1号を次のように改める。

- (1) 法第17条第1項又は条例第5章の規定により、消防用設備等（非常警報器具、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)